

【参考】平成19年10月5日 国土交通省告示第1274号

建築物の張り間方向又はけた行き方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算
と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令という。」）第81条第2項第2号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算書の基準は、次の各号に定める基準とする。

- 1 地階を除く階数が3以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行き方向が平成19年国土交通省告示第593号第1号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの
イ 建築物の張り間方向又はけた行き方向のうち平成19年国土交通省告示第593号第1号イの規定を満たす方向について、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの
(1) 令第3章第8節第1款の4に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
(2) 平成19年国土交通省告示第593号第1号イ(1)の規定を満たすものであること。
- 2 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行き方向が平成19年国土交通省告示第593号第1号ロの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの
イ 建築物の張り間方向又はけた行き方向のうち平成19年国土交通省告示第593号第1号ロの規定を満たす方向について、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの
(1) 令第3章第8節第1款の4に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
(2) 平成19年国土交通省告示第593号第1号ロ(2)の規定を満たすものであること。
- 3 高さが20メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の張り間方向又はけた行き方向が平成19年国土交通省告示第593号第2号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの
イ 建築物の張り間方向又はけた行き方向のうち平成19年国土交通省告示第593号第2号イの規定を満たす方向について、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。
ロ イに掲げる方向以外の方向について、令第3章第8節第1款の4に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。